



国勢調査2025

調査期日
2025年
10月1日

本石岡本庁舎 Tel 23-1111 (代)

〒315-8640

石岡市石岡一丁目1番地1

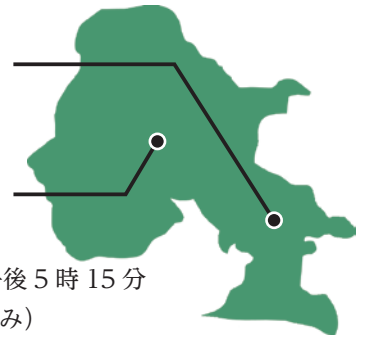
支八郷総合支所 Tel 43-1111 (代)

〒315-0195

石岡市柿岡5680番地1

開庁時間：月～金 午前8時30分～午後5時15分

※水曜日は午後7時まで（一部業務のみ）



くらし・手続き

在宅介護者に家族介護
慰労金を支給します

▼65歳以上の要介護認定者を
在宅で介護する家族などを
対象に年額10万円の慰労金
を支給します。

対象者／次の①～⑤のすべて
の項目に該当する人

①令和7年7月31日現在、要
介護4または5に認定さ
れ、その状態が1年前より
継続している

②令和6年8月1日～令和7
年7月31日の間および介護
保険サービスの利用、3カ
月以上の入院をしていない
③市内において同居または同
居に準じている

④市民税非課税世帯

⑤介護者および被介護者が介
護保険料を滞納していない

申請期間／9月1日(月)

～30日(木)

申請場所／

地域包括支援センター

介護保険課

地域包括支援センター

Tel 35・1127

お盆の御供物は

8月18日(月)午前8時までに（石岡地区）

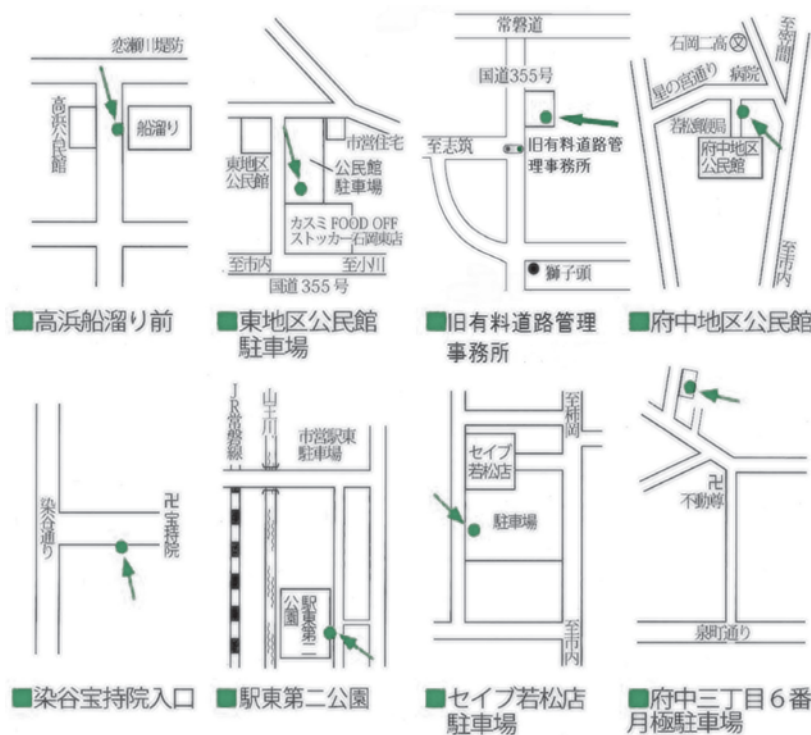
▼お盆の供物は、8月18日(月)
午前8時までに最寄りの指
定場所にお送りください。
指定収集日に分別して一般
集積所へ出すこともできま
す。

※中身が入った缶・ビン類、
ちょうちんや祭壇類は回収
できません。また、お線香

は火災の原因になりますの
で立てないでください。
※時間は厳守してください。
※宮部地区ふれあい農園駐車
場の御霊送りの回収は、平
成30年度より廃止となりま
したのでご注意ください。

問生活環境課

Tel 23・7301



広告掲載欄

広告掲載欄

自己用住宅を建築する

皆さんへ

①住まいづくり推進事業

条件／市外在住1年以上で、これから転入する、または転入して2年を経過しないことや、申請者の年齢が満20歳以上45歳以下など一定の条件を満たす場合

補助額／住宅建築費用の10%

以内で30万円が上限

※中心市街地は10万円、Uターン転入者は20万円上乘せ

②木の住まい助成事業

条件／市内に本店がある設計事務所への設計監理依頼および工務店への施工依頼など一定の条件を満たす場合

補助額／住宅建築費用の10%

以内で50万円が上限

※中心市街地は10万円上乘せ

①②共通事項

申請方法／申請用紙に必要事項を記入の上、関係書類を添えて申請

※すでに工事に着手している場合は、補助対象外です。

※住まいづくり推進事業についてはこちらから▼

※木の住まい助成事業についてはこちらから▼

申請期限／令和8年1月30日金

閏本建築住宅指導課

Tel 23・5526



子ども会などに

資源ごみ回収補助金

対象／廃品回収を年度内に2回以上実施した団体

補助金額／回収重量1kg当たり4円

申請期限／

令和8年2月27日金

申請に必要なもの／

①取引業者伝票（原本添付）
②団体の金融機関口座番号がわかるもの（通帳など）

※事前に団体口座の開設をお願いします。

閏本生活環境課

Tel 23・7301

令和7年度の介護保険料が決定しました 閏本介護保険課 Tel 23-7327

▶前年の所得などに基づいて、令和7年度の介護保険料額が決定しました。郵送される通知書で、決定した保険料額をご確認ください。

年金天引きの人へ（特別徴収）

8月上旬に「介護保険料額決定通知書兼特別徴収変更開始通知書」を送付します。

年金天引きされない人へ（普通徴収）

8月中旬に「介護保険料額決定通知書兼納入通知書」を送付します。

普通徴収の納期と納期限

第3期 9月1日金
第4期 10月31日金
第5期 12月25日金
第6期 令和8年3月2日金

段階	住民税課税状況	所得の基準額	保険料率	年額（円）
第1段階	生活保護または老齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税	合計所得金額（A）＋年金収入（B）が80.9万円以下	基準額×0.285	19,340
第2段階		AとBの合計が80.9万円超～120万円以下	0.485	32,910
第3段階		AとBの合計が120万円超	0.685	46,490
第4段階	本人が非課税（世帯の誰かは課税）	AとBの合計が80.9万円以下	0.9	61,080
第5段階（標準段階）		AとBの合計が80.9万円超	1	67,870
第6段階	本人課税	Aが120万円未満	1.2	81,440
第7段階		Aが120万円以上～210万円未満	1.35	91,620
第8段階		Aが210万円以上～320万円未満	1.6	108,590
第9段階		Aが320万円以上～420万円未満	1.8	122,160
第10段階		Aが420万円以上～520万円未満	1.9	128,950
第11段階		Aが520万円以上～620万円未満	2.1	142,520
第12段階		Aが620万円以上～720万円未満	2.3	156,100
第13段階		Aが720万円以上	2.4	162,880

広告掲載欄

広告掲載欄